

神戸市立神戸祇園小学校いじめ防止基本方針

はじめに

神戸市立神戸祇園小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、教育目標「ともに育つ」を基軸とし、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「神戸祇園小学校基本方針」という）を策定します。

1. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、神戸祇園小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず。第三者なし。」を核とした指導を行います。

2. いじめの定義

○ いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめと判断する場合があります。

3. 教職員の姿勢

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感・自尊感情を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないように意識を高く保ち、教職員が相互に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない。」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を一人の教職員で抱え込まず、管理職を中心にして、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を真摯に受け止め、適切に対応します。

4. 校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

- ・本校は、校長、教頭、総務学習担当、学年世話係、生活指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。
- ・月に1回定例のいじめ問題対策委員会を行います。
- ・必要に応じて臨時のいじめ問題対策委員会を行います。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止活動の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該児童の担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有します。
- ・いじめの問題に関してすべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

(3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

5. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる。」という認識を持ち、児童が“いじめに向かわない”よう指導に努めます。

(1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業をはじめ、道徳教育や学級活動等、すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いに思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

(2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」等の取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

(3) 規範意識の醸成と自浄力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。

6. いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。また、児童の小さな変化を敏感に察知し、教職員の認知能力の向上に努めます。

(1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。

(2) 児童理解

- ・平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないようにします。
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施などにより、いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

- ・養護教諭やスクールカウンセラー、生徒指導係等と担任が効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

(4) 校外相談機関との連携

- ・ひょうごっこ SNS 悩み相談や、こうべっこ悩み相談「いじめ・体罰・こども安全ホットライン」等、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

7. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。まず、「当該する児童の保護」に努め、組織として対応します。

(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。さらに、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を確認し、適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行います。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止め、最後まで守り抜くことを伝えます。
- ・関係する児童双方と周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

(2) いじめの指導

- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。特に一時的、観念的な指導に終わらぬよう、授業として位置づけ、計画的な指導のもと、計画・実施・評価までの一貫的で継続的な指導を行います。
- ・関係する児童の問題にとどめず、関係する児童のプライバシーに十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、兵庫警察署、神戸中央少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ・指導後も継続的に、関係する児童と保護者に対して支援します。

(3)いじめの解消について

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件に捉わられることなく、必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも

児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向け導いていきます。

8. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて保護者と共に取り組めます。
- ・代表委員会が中心となり、児童が主体となって考えた「神戸祇園ネットルール」を毎年見直すことで主体的にいじめを防ごうとする態度を養います。
- ・中学校と連携し、「いじめ防止小中会議」を年に一度開催し、いじめについての意識を高める取り組みを行います。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局の関係機関と連携して対応します。

10. 保護者・地域との連携

- ・神戸祇園小学校とものにんの会（保護者会）、各地域ふれあい懇話会、青少年育成協議会等、保護者や地域と連携し、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・学校運営協議会、ともにんの会（保護者の会）、その他の会合等で、学校がいじめ問題への

取組について情報を発信します。

11. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

※関係機関（兵庫県警察本部生活安全部少年育成課、兵庫警察署、神戸中央少年サポートセンター、兵庫区役所こども家庭支援室、神戸市こども家庭センター、各医療機関、神戸地方法務局等）

12. 重大事態への対処

（１）重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け調査します。

（２）調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を正確に把握し調査委員会に速やかに報告します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

13. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜「神戸祇園小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂します。

平成 27 年 4 月 神戸市立神戸祇園小学校
平成 28 年 3 月改訂
平成 29 年 3 月改訂
平成 30 年 6 月改訂
令和 2 年 7 月改訂
令和 3 年 4 月改訂
令和 4 年 4 月 1 日改訂
令和 5 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 4 月 1 日改訂
令和 7 年 4 月 1 日改訂
令和 8 年 4 月 1 日改訂